



困ったら ひとりで悩まず 行政相談

9月1日(日)～10月31日(木)は行政相談月間です。行政相談委員は、市民の皆さんの身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情や意見・要望を受け付け、助言や関係行政機関に対する改善の申し入れなどを行っています。

相談例

○苦情や困っていることがある

が、どこに相談してよいかわからない

○手続きやサービスの制度や仕組みがわからない

○公共施設が壊れていて危険

市は、行政相談委員による定例行政相談所を毎月開設しています。相談は無料で、秘密は厳守されます。

本市の行政相談委員は鈴木改さん、鳥越一成さん、嶋田一弘さんです。

定例行政相談所開設日

☑毎月第1・3木曜、午前9時～11時30分

☑毎月第1月曜、午後1時30分～4時

☑困福祉課福祉相談係

(☎内線1191)

行政苦情110番

総務省行政相談センターきくみみ群馬(☎0570-090-110)

☑日程
☑応募・申込方法

☑時間
☑申込先

☑期間
☑会場・場所

☑問問合せ先

☑対象・資格
☑電話
☑FAX

☑内容
☑内定員

☑電子メール
☑料金・費用

☑HP
☑持ち参物

☑その他



国民年金には保険料の免除制度や納付猶予制度があります

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときの年金(障害年金・遺族年金)を受け取ることができない場合があります。

○申請免除制度

本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。ただし、4分の3、半額または4分の1が免除された場合に、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

令和6年度分の承認期間は、今年7月から令和7年6月までです。

○納付猶予制度

50歳未満で、本人および配偶者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。令和

6年度分の承認期間は、申請免除制度と同じです。

○学生納付特例制度

学生本人の前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、在学中の保険料の納付が猶予されます。

令和6年度分の承認期間は、今年4月から令和7年3月までです。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度は原則、毎年申請が必要です

※全額免除および納付猶予は、翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)できます(失業などによる理由を除く)

☑高崎年金事務所(☎027-322-4299)

☑国保年金課医療年金係(☎内線1116)

☑住民福祉課税務保険係(☎内線2160)

○第3号被保険者は配偶者の転職や退職などによっても届出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、本人が就職したときだけでなく、配偶者が転職・退職したときなどにも届出が必要になります。

※マイナポータルから電子申請もできます



年金機構HPはこちら

届出事由	届出者	届出場所
3号から1号へ ・配偶者が退職したとき ・配偶者が死亡したとき ・本人の収入増や離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき ・配偶者が65歳になったとき	本人	市役所
3号の種別確認 ・配偶者が転職したとき(退職した翌日に再就職したとき)	転職後の勤務先事業所	年金事務所